

公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーション
訪問看護・介護予防訪問看護事業運営規程

(目的)

第1条 在宅で過ごす要介護者等の健康の自己管理と日常生活の充実に資すると共に住み慣れた地域社会や家庭で可能な限り自立した生活を送ることができるよう支援し、在宅療養の推進に寄与する。そのために、公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の看護師等を訪問させ、訪問看護・介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）サービスを提供することを目的とする。

第2条 訪問看護ステーションは地域の行政機関ならびに関係する医療機関、福祉サービス等と密接な連携を保ち、利用者本位の訪問看護ステーションとして健全な運営を図るものとする。

2 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った上で、療養上の目標を設定し、計画的な看護を提供する。また、常に質の評価と改善を図るものとする。

(実施主体)

第3条 実施主体は公益社団法人新潟県看護協会とする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う各事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションにいがた
新潟市中央区川岸町3丁目33番2号
- (2) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションさんわ
長岡市三和3丁目4番16号
- (3) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションつくし
柏崎市茨目1丁目9番23号

(職員の職種及び人数)

第5条 訪問看護ステーションに次に掲げる職員を置く。ただし、(3)以下の職員は必要に応じて置くものとする。

- (1) 訪問看護ステーション所長（保健師もしくは看護師）1人
- (2) 保健師もしくは看護師、または准看護師 2人以上
- (3) 事務職員
- (4) 理学療法士、作業療養士、言語聴覚士

2 前項のうち所長は常勤とする。

3 所長を除く職員は、非常勤職員を充てることができる。ただし、この場合はそれぞれの勤務時間を8で除した時間数をもって換算する。

(職員の職務内容)

第6条 所長は訪問看護ステーションの職員を指揮監督し、訪問看護等事業の円滑な運営を図るための業務を総括する。ただし、必要な場合は訪問看護等に従事することがある。

2 職員は訪問看護等に従事するほか、別に定める規定により、訪問看護ステーションの円滑な運営を図るために、各係を分担する。

(営業日及び営業時間)

第7条 訪問看護ステーションの営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び休日、並びに8月13日から8月15日、12月29日から翌年1月3日は休業することができる。

2 営業時間は午前8時45分から午後5時30分までとする。

(提供する訪問看護等の内容)

第8条 訪問看護等の内容は、主治医の指示に基づいて日常生活の看護、リハビリテーション、介護の相談、医療的処置・管理、認知症の看護や精神・心理的看護等とする。

(緊急時に対する対応)

第9条 訪問時に利用者の病状に急変を生じた場合、あるいは利用者の家族等から病状の急変の連絡を受ける等、緊急の事態が発生したときは速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

2 主治医に連絡が取れない場合は、あらかじめ主治医が指定した医療機関へ連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

3 その他、夜間・緊急時において、訪問看護等を実施できる体制を講ずるものとする。

(利用料)

第10条 訪問看護ステーションは高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法が適用される場合は、利用者から、高齢者の医療の確保に関する法律ないしは健康保険法に定める額の利用者負担金を受ける。また、必要に応じて次の費用を受ける。

(1) 別に規定する営業日以外の日における休日利用料等その他利用料

(2) 別に規定する訪問のための交通費実費相当額

(3) 別に規定する訪問看護に使用した介護用品等実費相当額、および訪問看護の提供と連続して行われる在宅での死後の処置料

2 介護保険法が適用される場合の利用料は、介護保険法に定める額の利用者負担金とする。また、必要に応じて次の費用を受ける。

(1) 別に規定する訪問看護等を使用した介護用品等実費相当額、および訪問看護の提供と連続して行われる在宅での死後の処置料

- 3 高齢者の医療に関する法律や健康保険法および介護保険法等公的保険を利用できない訪問看護等サービスを利用する場合は、別に規定する費用の支払いを受ける。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条 通常の事業の実施区域は、下記とする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りではない。

- (1) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションにいがた新潟市
- (2) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションさんわ長岡市（旧長岡市、三島町、与板町区域）
- (3) 公益社団法人新潟県看護協会訪問看護ステーションつくし柏崎市、刈羽郡

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施する。
 - (4) 利用者及びその家族、または職員からの通報を適切に処理する体制を整備する。
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービス提供中に、養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）又は当該事業所職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 13 条 訪問看護師の質的向上を図るため、採用時研修及び継続研修を行うものとし、また業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する義務を負う。
- 3 職員であった者は、職員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は公益社団法人新潟県看護協会関係規程を準用し、必要な事項は会長が別に定めるものとする。
- 5 この規程の改正は理事会の議決を経なければならない。

付則 この規程は平成 15 年 3 月 15 日より施行する。

改正 平成 17 年 7 月 23 日
改正 平成 19 年 7 月 23 日
改正 平成 22 年 8 月 1 日
改正 平成 24 年 5 月 13 日
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 10 月 28 日
改正 平成 30 年 9 月 13 日
改正 令和 8 年 8 月 1 日

改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 20 年 3 月 17 日
改正 平成 23 年 8 月 1 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日
改正 平成 29 年 4 月 1 日
施行 平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
改正 令和 6 年 1 月 27 日